

## 医科点数表等に規定する回数を超えて診療（別に厚生労働大臣が定めるもの）を希望する患者さんへのお知らせ

### の) を希望する患者さんへのお知らせ

平成17年10月から「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」等が一部改正され、医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものにかかる療養費について、健康保険の一部負担金とは別に料金をお支払いいただくこととなりましたので、お知らせいたします。

1. 名称 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものの利用料

2. 対象診療内容、料金（消費税込み）及び算定する基準

	診療内容	料金（円）		算定基準
検査	α-フェトプロテイン（AFP）	1回につき	1,078	悪性腫瘍の診断の確定または転帰の決定までの間に1回を超えて実施した場合
	癌胎児性抗原（CEA）	1回につき	1,089	
	前立腺特異抗原（PSA）	1回につき	1,331	
	CA19-9	1回につき	1,331	
リハビリ	脳血管疾患等 リハビリテーション（Ⅰ）	1単位につき	2,695	患者1日あたり原則6単位を超えて行う場合もしくは各リハビリテーションに定められた算定上限を超えた14単位目以降の場合（※20分/単位）
	運動器 リハビリテーション（Ⅰ）	1単位につき	2,035	
	呼吸器 リハビリテーション（Ⅰ）	1単位につき	1,925	

3. 実施するための必要条件

上記の診療を行うためには、患者様からの実施の申し出により、下記の条件に該当するかを医師が判断し、実施することが必要と認めた場合であって、患者様から実施についての同意を文書でいただくことが必要となります。

- ・検査にあっては、患者の不安を軽減する必要がある場合
- ・リハビリにあっては、患者の治療に対する意欲を高める必要がある場合